

認可しない旨の通知書

様

別添の申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により認可をしないこととしましたので、佐世保市建築基準法施行細則第33条第4項の規定により通知します。

年 月 日

佐世保市長 印

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 協定区域の地名
3. 理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐世保市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐世保市を被告として(訴訟において佐世保市を代表する者は佐世保市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。